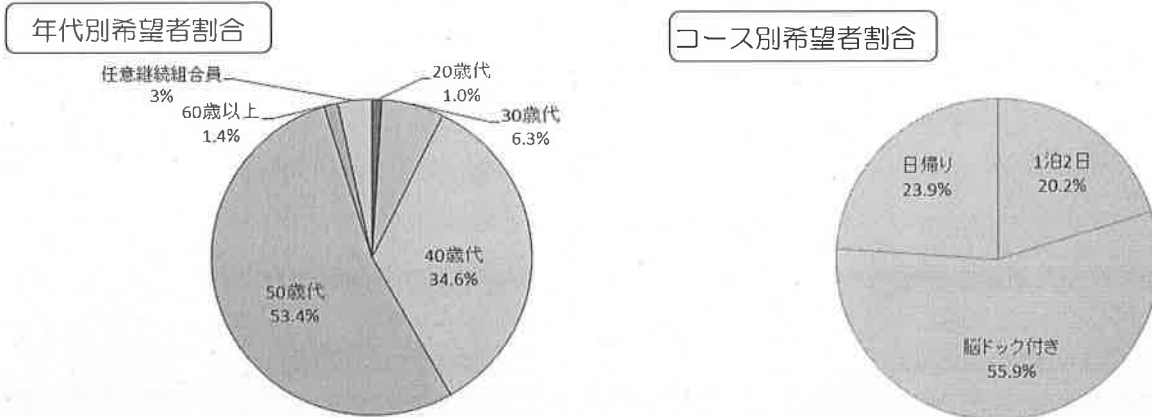


平成 30 年度以降の人間ドック・脳ドック事業について (案)

1 当支部の人間ドック・脳ドック事業の現状について

- 人間ドックの若年層の希望者が少ない。
- 人間ドック希望者の半数が、脳ドック付き人間ドックの希望者である。
- 脳ドックの希望者は多いものの、既存の医療機関の受診枠を増やすことが難しい。

【参考：人間ドック年代別希望者及びコース別の希望者割合】



2 平成 30 年度以降の人間ドック・脳ドック事業計画案について

平成 29 年度と同様の予算規模で算定した場合に脳ドック付き人間ドックは 110 人、脳ドックは 125 人の増員を予定しています。

H29「人間ドック事業」予算人数

区分	医療機関名	内 容	予算人数
1泊2日	公立学校共済組合 東北中央病院	E	200
		H (脳ドック付)	150
		M (脳ドック・メンタル相談付)	20
1日	岩手県立中央病院 岩手医大附属病院 北上済生会病院 盛岡赤十字病院 盛岡市立病院		80
			60
		頭部MR 1付	30
			20
			20
			20
1日	盛岡赤十字病院 松園第二病院 岩手県予防医学協会	本所	260
		+脳ドック	180
		県南	50
		滝沢中央病院	30
		盛岡市立病院	40
合 計			1,300
(脳ドック付き)			420

H30「人間ドック事業」予定人数

区分	医療機関名	内 容	H30 予定人数		
40歳以上	脳ドック付	公立学校共済組合	1泊2日	260	
		東北中央病院	1泊2日 (メンタル相談付)	20	
		北上済生会病院	1泊2日	30	
		盛岡市立病院	1泊2日	20	
		岩手県予防医学協会	日帰り	200	
		通常	岩手県立中央病院 岩手医大附属病院 盛岡赤十字病院	1泊2日	25
				1泊2日	25
				1泊2日	40
				1泊2日	50
		小 計			670
40歳未満	指定年齢以外	松園第二病院		30	
		滝沢中央病院		30	
		岩手県予防医学協会	本所	50	
		釜石せいいてつ記念病院		20	
		小 計			130
		指定	岩手県予防医学協会	本所	150
				県南	50
小 計				200	
小 計			330		
合 計			1,000		
(脳ドック付き)			530		

H30「脳ドック事業」予定人数

医療機関名	H30予定人数	H29予算人数	差
公立学校共済組合東北中央病院	100	100	0
盛岡赤十字病院	120	95	25
北上済生会病院	100	100	0
盛岡市立病院	100	100	0
松園第二病院	70	0	70
釜石せいいてつ記念病院	30	0	30
合計	520	395	125

3 平成30年度以降の人間ドック・脳ドック事業の変更点について

- (1) 人間ドック受診者は、その結果をもって、定期健康診断に代える。
 - 人間ドックの結果を事業主に提出することで定期健康診断に代え、重複受診を防ぐ。
 - 人間ドックを定期健康診断に代える場合、事業主は健康診断相当分の費用を共済組合へ支払う。
 - ※ 結果代替及び費用負担については、当面、県立学校及び事務局職員について実施に向けて調整していく。
 - ※ 小中学校教職員の健診結果の代替については、事業主である市町村の判断となることから、市町村の実情を確認しながら移行への働きかけを行っていく。
 - ※ 市町村からの費用負担については、県からの費用負担実現後に働きかけを行う予定。
- (2) 人間ドックの指定年齢性の導入
若年層の人間ドックの受診機会を確保できるよう原則 35 歳は全員日帰り人間ドックを受診。
- (3) 人間ドックの募集対象等の整理
 - 40 歳未満 → 「日帰り人間ドック」(脳ドックなし)
 - 40 歳以上 → 「脳ドック付き人間ドック」又は「1泊2日人間ドック」
 - ※ 40 歳以上偶数年齢の組合員については、定期健康診断時に「定期健康診断付加健診」を実施しており、また、別途実施する腹部超音波等検診を受けることにより日帰り人間ドック相当の検査項目を受診したこととなるため、40 歳以上の組合員を検査項目の多い「1日2日人間ドック」または「脳ドック付き人間ドック」、40 歳未満の組合員に「日帰り人間ドック」を募集対象とする。
- (4) 脳ドックの受診枠の拡大及び対象年齢の見直し
 - 岩手県の脳卒中死亡率が全国でも高いこと、組合員のニーズが高いことから「人間ドック通常コース」の受診枠を縮小し、「脳ドック・脳ドック付き人間ドック」の受診枠を拡大する。
 - 脳ドックの受診医療機関に、「松園第二病院」と「釜石せいてつ記念病院」を追加予定。
 - 脳ドックの対象年齢を 45 歳以上から 40 歳以上に引き下げる。
- (5) 利用申請の見直し
 - 40 歳以上偶数年齢の組合員は、その年の健康診断等で日帰り人間ドック相当の検査が可能であることから、脳ドックのみ利用申請可とし、40 歳以上奇数年齢の組合員については、人間ドック(脳ドック付きを含む)のみを利用申請可とする。
 - 人間ドックと脳ドックの重複申し込みは不可とする。(奇数年齢の組合員と偶数年齢の組合員の利用申請を分けることで、重複の申し込みはなくなる。)
- (6) 自己負担の見直し
 - 現行 20% ⇒ 変更案 30% (※平成33年度から、約5千円～8千円負担増)
 - ※ 自己負担増については、東日本大震災における被災組合員等対策事業予算特別枠が平成32年度をもって終了予定であることから、平成33年度から実施。(参考：H29 特別配分約 650 万円)

4 平成30年度以降の人間ドック・脳ドックの事務手続きについて

【35歳指定年齢人間ドック】

(1) 受診券の送付について

指定年齢人間ドック該当者については、4月上旬～中旬までに該当者あて人間ドック受診券を送付する。4月1日採用の組合員で加入手続きが済んでいない組合員については、人間ドック受診券を順次送付する。

(2) 受診できない場合について

産休や育休等でやむを得ず受診できない場合は、受診券の枠外に理由等を記載のうえ、受診券を返送してもらう。受診できない場合は、翌年度の受診も可とする（受診券は翌年度再送付）。

【その他の人間ドック・脳ドックについて】

(1) 通知について

4月に通知していた人間ドック・脳ドックの案内について、3月上旬までに通知する。ただし、申し込みについては、従来通り4月以降（募集期間4月2日～4月16日を予定（平成30年度））とする。

※ 3月中旬に申請書が提出された場合は、受付はせず、そのまま返送する。

(2) 申し込み方法の変更について

- 所属所ごとに希望者を取りまとめて、受診希望者報告書（一覧表）を提出する。（従来は、各個人の利用申請書を所属所ごとに提出）（別添2参照）
- 人間ドックについては、希望する受診医療機関は1医療機関のみとし、日程のみ第3希望まで希望できるものとする。

(3) 決定通知について

- 40歳未満の組合員については、日程調整の必要がないため、4月下旬に決定通知を送付する。
- 40歳以上の組合員については、日程調整の必要があるため5月中旬に決定通知を送付する。

【人間ドック・脳ドック手続きの流れ】

